

2025 年 10 月 1 日

住宅ローン控除における「調書方式」の取扱開始について

株式会社百五銀行（頭取 杉浦 雅和）は、住宅ローン控除の適用にかかる手続きについて、下記の通り「調書方式」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

本取扱いは、2022 年度税制改正において、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」から、年末残高調書を用いる「調書方式」とする改正が行われたことに対応するものです。

なお、現在「証明書方式」で住宅ローンをご利用いただいているお客さまについては、引き続き年末残高証明書を郵送いたします。

記

1 取扱開始日

2025 年 10 月 6 日（月）

2 対象となるお客さま

（1）以下の①、②のいずれにも該当するお客さま

①対象物件の居住開始年月日が 2023 年 1 月 1 日以降の方

②「住宅ローン控除適用申請書」および「個人番号（マイナンバー）届出書」をご提出いただける方

（2）現在「証明書方式」をご利用中で、居住年が 2023 年 1 月 1 日以降のお客さまにつきましては、上記②をご提出いただくことにより、調書方式への切り替えが可能です。

切り替えをご希望のお客さまは、お取引店までお申し出ください。

*なお、切り替えについて一部対象外となる場合がございますので詳細はお取引店までお問い合わせください。

3 調書方式と証明書方式の概要

（1）調書方式

金融機関が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局がお客さまへマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。

（2）証明書方式

住宅ローン控除の適用を受けるお客さまが、金融機関から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告または年末調整の際に税務署または勤務先に提出する方式です。

以 上